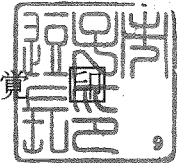




諮 問 第 5 号
2024年（令和6年）4月25日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 志 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う逗子市個人情報の保護に関する条例の改正について（諮問）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとなることから、関係条例の規定の整理等を行う必要が生じました。

つきましては、逗子市個人情報の保護に関する条例（令和4年逗子市条例第16号）第13条第2項第1号の規定に基づき、別紙事案につきましてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

総務部情報公開課

【別 紙】

1 諮問の内容

- (1) 刑法の改正に伴い、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改められることから、条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- (2) 情報公開審査委員の罰則規定が、逗子市個人情報の保護に関する条例に規定されていることから、逗子市情報公開条例に規定を移す。
- (3) 法令の守秘義務の規定及び逗子市情報公開条例の情報公開審査委員の守秘義務の規定に合せ、逗子市個人情報の保護に関する条例の個人情報保護委員及び個人情報保護運営審議会の委員の守秘義務の規定を「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」に改める。

2 提案理由

*改正の趣旨

(1)について

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとなる。このことから、逗子市個人情報の保護に関する条例の規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改める必要が生じた。なお、同法は、令和7年6月1日に施行される。

(2)について

情報公開審査委員の設置規定は逗子市情報公開条例において規定しているところ、罰則規定は逗子市個人情報の保護に関する条例に個人情報保護委員等の罰則とともに規定されている。設置規定を置いた条例において罰則規定も置いた方がより適切であることから、逗子市個人情報の保護に関する条例からは削除し、逗子市情報公開条例に規定を移すこととする。

(3)について

個人情報保護委員は、相談等申出等の際に、具体的に実施機関が行った処分の適否を審査することになり、保護委員はその職務上、不開示情報を知る可能性がある。個人情報保護運営審議会の委員は、調査審議・報告などに際し、その具体的な情報を知る可能性がある。そのため、保護委員及び審議会の委員は、職務上知り得た秘密に関し条例上の守秘義務を負うこととする。

3 改正条文案

- (1) 逗子市個人情報の保護に関する条例第12条第10項の「保護委員又は保護委員であった者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。」を「保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」に改める。
- (2) 逗子市個人情報の保護に関する条例第13条第6項の「委員又は委員であった者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。」を「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」に改める。
- (3) 逗子市個人情報の保護に関する条例第16条の「第12条第10項、第13条第6項及び逗子市情報公開条例第15条第11項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」を「第12条第10項及び第13条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。」に改める。
- (4) 制定附則の「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- (5) 附則に、施行期日を「この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。」と、経過措置として「この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。」と定める。

4 新旧対照表（案）

条例	条	現規定	改正案
逗子市 情報公開 条例	第15条	11 審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	(改正なし)
	第25条 (追加)	(なし)	第15条第11項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
逗子市 個人情報の保護 に関する 条例	第12条	10 保護委員又は保護委員であった者は、職務上知り得た <u>個人の</u> 秘密を漏らしてはならない。	10 保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
	第13条	6 委員又は委員であった者は、職務上知り得た <u>個人の</u> 秘密を漏らしてはならない。	6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
	第16条	第12条第10項、第13条第6項及び逗子市情報公開条例第15条第11項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第12条第10項及び第13条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

【参考規定】

法令	条	規定	備考
情報公開・個人情報保護 審査会 設置法	第4条	8 審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	※ 個人情報の保護に関する法律第105条に規定する「情報公開・個人情報保護審査会」に関する規定
	第18条	第4条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	